

令和2年12月11日

議会議長 中野 博 様

文教厚生委員会

委員長 長 澤 務

閉会中における所管事務調査についての報告

函南町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 開催日時 令和2年10月29日（木）午前9時00分
- 2 委員の出席状況 委員全員出席 議長出席
- 3 調査事項

(1) 高齢者の移動支援について

介護保険法の地域支援事業に基づき実施される高齢者の移動支援は、住み慣れた地域で支えあって最期まで自分らしく安心して暮らすための、地域包括ケアシステムの構築を目的とした事業であり、町では、地域の支えあい体制を構築するため住民への普及啓発やボランティアの養成、住民のニーズ把握等が実施されている。

町内モデル地区における地域の支えあい勉強会では、地理的状況や高齢者の割合など、地域の特性によりそれぞれの地区が抱える課題が抽出されており、課題解決に向け既存の資源の活用や、新たなしくみの創設が検討されている。

高齢者のニーズにあった移動支援が可能となるよう、各関係機関と多様な移動支援の方法について検討を続けるとともに、函南町地域公共交通網形成計画との相互連携を図り、高齢者の外出や交流機会を増加させ、介護予防に繋がりたい。

(2) 児童虐待防止対策について

児童虐待を防止する取り組みには多方面からの視点と支援が必要であり、虐待の問題だけに対応するのではなく、子どもに関するあらゆる問題について親と一緒に考え、親を導くことで虐待を未然に防ぐよう、様々な立場から支援が行われている。

町では、子どもに関する相談をそれぞれの課で受けているが、情報の管理が別々に行われており、同時に複数の課で相談を受けているケースがある。

国では、児童虐待防止対策の強化を図るための取り組みのひとつとして、都道府県及び市町村における「要保護児童等に関する情報共有システム」の導入をあげており、要保護児童やその家族等が転居した際の自治体間の引継ぎや、児童相談所と市町村の不十分な情報共有といった課題を解決するため、令和3年4月からシステムの全国的な連携開始を予定している。

このシステムの導入により、町がこれまで抱えていた、他の課がどのような相談に応じているのかを即時に把握する情報共有が可能となり、よりの確な支援を行うだけでなく各課の事務においても多くのメリットがあるため、町では早期の導入に向け検討が進められている。

システムによる連携強化に加え、相談拠点の整備等、多岐にわたる支援に対応できる体制を整え、引き続き児童虐待防止対策の強化、推進に努められたい。

(3) 生涯学習施設の新型コロナウイルス感染症対策について（現地視察）

生涯学習施設における、新型コロナウイルスの感染予防対策の状況を確認するため、文化センターと子育て交流センターにおいて現地視察を行った。利用者の人数や利用時間の制限、掲示物による注意喚起などにより、適切な予防対策が講じられていることを確認した。